

山梨県公報

第四百十三号

令和五年

九月二十五日

月 曜 日

目次

告示

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………五九七

○建築基準法に基づく道路位置指定……………五九九

公告

○換地処分の実施……………五九九

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五九九

○開発行為に関する工事の完了について……………五九九

告示

山梨県告示第二百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

同	笛吹市	狐新居	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
同	石の8	急傾斜地の崩壊			次の図のとおりの(図面省略)	新規	
同							
同							

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大黒坂の1	小黒坂	坊ヶ峰	藤壘	原下の2	原下の1	間門の3	間門の2	間門の1	大口	三ツ星	十郎の6	若宮の1	大野寺	金沢	石の10	石の9	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	同	同	同	同	笛吹市	市町村名	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
若宮の1	大野寺	金沢	石の10	石の9	石の8	狐新居	土砂災害特別警戒区域の名称	坊ヶ峰西沢	天狗川東沢	山宮川西沢	鷺宿入沢北	中芦川入沢東	大黒坂の2	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	自然現象の種類	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	次の図のとおり(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	新規	指定事項	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
							指定告示										

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
天狗川東沢	山宮川西沢	鷺宿入沢北	中芦川入沢東	大黒坂の2	大黒坂の1	小黒坂	坊ヶ峰	藤壘	原下の2	原下の1	間門の3	間門の2	間門の1	大口	三ツ星	十郎の6	同
同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	坊ヶ峰西沢	同	同	同
---	-------	---	---	---

山梨県告示第二百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和五年九月十五日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市松山字沢畑千二百六十六番七
- 三 指定道路の幅員 四・五メートル
- 四 指定道路の延長 六十六・八三メートル

公 告

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（万力地区万力第四工区）の換地処分を令和五年九月十五日実施した。

令和五年九月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和五年九月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 甲州市塩山千野字伊保水三千六百二十三番一及び三千六百二十三番三から三千六百二十三番十一番までの区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類 位置及び区域

道路 広場	次の図のとおり
-------	---------

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲州市塩山上於曾千百七十七番地の一 朝日商事 有限会社 代表取締役 村田 松雄

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年九月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字鶴塚三百五十九番、三百五十九番五及び三百五十九番七の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都葛飾区東堀切二丁目二十四番十号 株式会社エッセンツアイト 代表取締役 隅田 修

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番